

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月16日 10時00分ごろ
発生場所	長野県伊那市美和湖 長谷中学四等三角点から真方位272° 285m付近 (概位 北緯35° 47.6′ 東経138° 04.8′)
事故の概要	水上オートバイ A J P F 4 ^{エイジエイビーエフ} 及び水上オートバイ KAZU ^{カズ} waterfowl ^{ウォーターファウル} は、共に南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ AJPF4、0.2トン 240-67507長野、個人所有 B 水上オートバイ KAZU waterfowl、0.1トン 232-42537千葉、株式会社ステーベル
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A なし B 右舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、左舷方を並走するB船と共に南進中、船長Aが、A船の左舷後方からA船とB船の間に向けて接近する別の水上オートバイ（以下「第三船」という。）を認め、危険を感じ、第三船を避けようとしてハンドルを右に切ったところ、船尾が左方に振れてB船と衝突した。 船長Aは、並走するB船と十分な間隔をとっていれば良かったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、後部座席に同乗者2人を乗せ、A船と並走して南進中、船長Bが右舷方から接近するA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突した。
分析	A船は、南進中、船長Aが、並走するB船と安全な距離を隔てて航行していなかったことから、A船とB船の間に向けて接近する第三船を避けようとしてハンドルを右に切って船尾が左方に振れた際、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、南進中、船長Bが並走するA船と安全な距離を隔てて航行

	<p>していなかったことから、船長Aがハンドルを右に切ってA船の船尾が左方に振れた際、A船を避けることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>第三船がA船とB船の間に向けて接近した状況については、第三船を特定できなかったことから、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船及びB船が並走して南進中、船長A及び船長Bが互いに安全な距離を隔てて航行していなかったため、船長Aがハンドルを右に切ってA船の船尾が左方に振れた際、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水上オートバイで並走する際は、安全な距離を隔てること。・間隔を狭めて並走する水上オートバイの間には近づかないこと。